

江戸川区立南葛西中学校同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、南葛西中学校同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、南葛西中学校内に置く。

(会員)

第3条 本会は、南葛西中学校の卒業生をもって正会員とし、現旧職員を特別会員とする。

第2項 正会員は、住所・電話番号・電子メールアドレス等の連絡先を自身の卒業年度の学級の幹事に届け出る。変更があった場合も同様とする。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、その目的を達成するために必要な会合を催し、必要な事業を行う。

(役員・幹事)

第6条 本会には、次の役員を置く。

会 長 1名

副 会 長 2名

書 記 1名

会 計 2名

会計監査 2名 うち1名は顧問とし、1名は現職の副校長とする。

顧 問 若干名

第2項 役員任期は5年とする。但し、再任は妨げない。

第3項 役員が任期の途中で何らかの理由で辞任しなければならない場合は、役員会で後任を決定する。

第4項 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

第5項 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその任務を代行する。

第6項 書記は、本会の各機関の開催通知・議事録等の作成保管を行う。

第7項 会計は、本会の会計の事務を行う。

第8項 会計監査は、本会の会計の監査を行う。

第9項 顧問は、本会の役員を歴任した者で本会の運営に関する助言を行う。その選任は幹事会の承認を得る。

第10項 本会には役員ほかに、幹事として、各卒業年度の各学級より1名乃至2名を選出する。

第11項 幹事任期は定めない。但し、何らかの理由でその任を果たせなくなった場合は、その幹事自身または同じ卒業年度の他の幹事が後任を選出する。

第12項 幹事は自身の卒業年度の学級の会員名簿を作成・管理し、本会の事業に関する連絡を行う。

(機関)

第7条 本会には、次の機関を置く。

I. 総会

- ・幹事会決議に会長が招集し、幹事会にて総会決議が必要と認めた事項の決議を行う。
- ・臨時総会は、幹事会決議により、また、役員より招集の要求があった場合、会長が招集する。

II. 幹事会

- ・毎年会長が招集し、役員を選任、事業報告、会計報告、事業の企画立案・実施運営、その他重要事項を決議する。
- ・臨時幹事会は、役員および幹事より要求があった場合、会長が招集する。

III. 役員会

- ・必要に応じて会長が招集し、総会および幹事会の開催、事業の企画立案・実施運営を行う。

第2項 総会、幹事会の決議は、出席者の過半数の賛成により成立する。

第3項 総会、幹事会の定足数は定めない。但し、公平性を保つため単一の卒業年度の会員しか出席しない場合は成立しない。

(会計)

第8条 本会の運営費は、入会金・その他の収入をもってこれに充てる。

第9条 本会の入会金は、卒業時に、会員1名あたり500円を徴収する。

第10条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(周知方法)

第11条 本会の事業、総会および幹事会の開催、報告・決議事項等について会員に周知する必要があるときは、本会のホームページに掲載することができる。

(個人情報の取り扱い)

第12条 会員名簿等の個人情報は、本会の目的および事業のためにのみ使用するものとし、個人情報保護法に基づいて厳正かつ適切に管理するものとする。

(会則改正手続)

第13条 本会則を改正する必要がある場合は、幹事会に提案し、総会の承認を得るものとする。

(付則)

第14条 本会則は、昭和56年4月1日より施行するものとする。

第2項 本会則は、その一部を改正し、平成26年11月9日より施行する。